

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 0

時 期

令和 4 年 4 月 2 0 日 報 告

種 類

1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他

担当課

消防本部 総務課

項 目

消防力の整備指針による基準と本市の現有消防力との比較について

監 査 結 果
(意見等)
の内容

消防力の整備指針（平成 1 2 年 1 月 2 0 日消防庁告示第 1 号）（以下「整備指針」という。）とは、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものです。また、市町村は、整備指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとされています。

整備指針による基準と本市の現有消防力との比較について確認したところ、人員数については、次表のとおり、整備指針に基づく算定数と実際の運用に基づく算定数で算出しており、充足率に差が生じていました。

区分	現有数	整備指針			実際の運用		
		算定基礎	算定数	充足率	算定基礎	算定数	充足率
消防ポンプ自動車	99人	12台×4人×2交替×1.526	146人	63%	8台×4人×2交替×1.526	97人	102%
はしご付消防ポンプ自動車		1台×4人×2交替×1.526	12人		乗換		
化学消防ポンプ自動車		0台×4人×2交替×1.526	0人		乗換		
救急自動車	52人	5台×3人×2交替×1.526 ※専従 5 台	45人	116%	5台×3人×2交替×1.526 ※専従 5 台	45人	116%
救助工作車	26人	2台×5人×2交替×1.526	30人	87%	2台×5人×2交替×1.526	30人	87%
指揮車	10人	3台×3人×2交替×1.526	27人	37%	3台×3人×2交替×1.526	27人	37%
特殊車	—	兼務運用	—	—	兼務運用	—	—
合 計	187人		260人	72%		199人	94%

※充足率＝現有数／算定数×100

このことについては、「今後本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想され、整備指針に基づく算定数だけでなく、本市の実態に基づく施設数及び人員数を算定し、今後の消防体制を検討する必要がある。そのため、現時点においては整備指針に基づく算定数と実際の運用に基づく算定数はどちらも必要であると考えている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、整備指針に基づく算定数と実際の運用に基づく算定数の 2 つの指標があり、将来的な目標が不明確なまま、消防力の整備を進めるのは難しいのではないかと考えます。今後、消防力の整備について本市のあるべき姿を定め、それを目指して整備を進めていくよう検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 消防力の整備指針に基づく算定数については、基本的に人口を算定基礎とした一定の参考基準として捉えます。 今後については、持続可能な消防体制を検討するため設置している消防本部組織改正検討委員会において、本市の実情を考慮した目標とする消防体制を明確にするとともに、その体制を目指して市関係部局の共通認識を得ながら整備を進めていくこととします。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	61

時 期	令和4年 4月20日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	消防本部 総務課
項 目	消防団について
監 査 結 果 (意見等) の内容	消防団は消防組織法に基づき、各市町村に設置されている非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、消防防災活動を行っています。また、本市の消防団は、1 消防団本部、10消防分団及び機能別消防分団で組織し、消防分団は西谷地区にのみ配置されています。 宝塚市消防団条例において、消防団員については、本市に在住し、又は在勤する18歳以上の者と定められています。この例外として、宝塚市消防団員の任命に関する要綱において、消防団活動に支障が無く、かつ近隣に居住する者が認められています。この近隣とは、消防団本部の位置（伊子志3丁目）から半径20キロメートル以内の地域と定められていますが、災害発生時に参集するのは、所属する消防分団のある西谷地区であり、実態に即していないと考えます。 また、消防分団を構成する基本団員（令和3年4月1日現在180人）における、令和2年度から令和3年度（令和4年2月末現在）までの期間の出動・活動状況を確認したところ、災害に係る出動が1回もない者が38人、災害に係る出動及び訓練等の活動が1回もない者が4人（既に退団済の者も含む）いました。訓練だけでなく、実際の災害発生時に参集可能な体制を整える必要があると考えます。 なお、所管課では、西谷地区の人口減少により、新たな消防団員の確保に苦慮している現状を踏まえ、消防分団の統合及び消防団員数の適正化を基本方針とした消防団の再編を検討しています。令和4年度に地元関係者への説明及び協議を行い、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、令和15年4月以降における消防団のあるべき組織体制について定めた再編計画を作成する予定としています。 今後予定されている消防団の再編に当たっては、前述の視点も考慮するよう検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 「実際の災害発生時に参集可能な体制」について、より実効的な体制を確保するため「宝塚市消防団員の任命に関する要綱」の一部改正を行い、近隣の定義を「団員が所属する分団の器具庫の位置から半径20キロメートル以内の地域」とし、消防団員が無理なく参集できるよう改めました。再編計画についても、「実際の災害発生時に参集可能な体制」の構築を含めた検討を行っていきます。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 2

時 期	令和 4 年 4 月 2 0 日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	消防本部 予防課・西消防署・東消防署共通
項 目	査察について
監 査 結 果 （意見等） の内容	消防本部、各消防署及び出張所では、宝塚市査察規程に基づき防火対象物及び危険物施設に対し査察を行っています。 査察の結果、指摘事項が確認された場合には、関係者等に口頭により指導するとともに査察結果通知書を交付し、追跡調査を実施することで継続した違反是正指導を行います。それでもなお改善されない場合には、速やかな改修指示と具体的な改修・改善計画書の報告を求めるため指示書を交付します。指示書の交付期限については、指摘事項の項目ごとに指示書交付の判断基準（以下「交付基準」という。）を定めており、例えば、「防火管理者の資格なし」が交付期限 3 箇月であるのに対して、「防火管理者の未届（資格あり）」では 6 箇月、「消防用設備等の点検未実施」が交付期限 3 箇月であるのに対して、「消防用設備等の点検結果未報告」では 6 箇月とするなど、期限に長短が生じています。しかしながら、いずれも法令違反の状態であることを踏まえると、早期改修が可能な項目について、必要以上に交付期限を長く設定していることは不合理ではないかと考えます。指示書の交付期限について見直しを検討してください。 次に、令和 2 年度に実施した査察の違反是正状況についてですが、実施件数 979 件、指導件数 563 件に対し令和 4 年 1 月末時点における是正完了件数は 453 件、是正完了率は 80.5%となっています。しかしながら、是正完了した対象物を含め、指示書交付により改善を求めたのはわずか 18 件でした。 交付基準を見ると「消防訓練の未実施」や「防災物品の未使用」等、単独の法令違反では指示書を交付しない項目もありますが、交付すべき項目で期限が到来しているにもかかわらず指示書を交付せず追跡調査により是正指導を行っているものがあります。このことについて所管課に確認したところ、「指摘事項の項目に該当したとしても、違反の程度や状態は多様であり、実際のリスク等も考慮して指示書を交付するかどうか判断している。」旨の説明を受けました。また、指示書交付の判断フローチャートでも「過去の指導状況も考慮し指示書を交付すること。」としており、交付基準に該当したとしても直ちに交付するのではなく総合的な判断に基づいて指示書の運用がなされている状況です。追跡調査管理表を確認すると、指示書の交付期限を経過しても長期間にわたって何度も電話連絡により指導を行っている事例が見受けられますが、繰返し指導を行っても改善されないものについては、火災予防上のリスクを早期に除去するためにも交付基準どおりに交付すべきではないかと考えます。市民の生命、身体及び財産を火災から未然に保護するためには、査察結果として違反対象物が是正完了されることが必要です。査察を効率的・効果的に実施するための手段として指示書の交付に至る事務手続の省力化を図りつつ指示書の積極的な活用について検討してください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 「指示書交付期限の見直し」については、消防法違反の内容は、資格取得に係わる防火管理者の未選任、改修費用の予算設定に係わる消防用設備未改修、日程調整に係わる消防訓練未実施等、多岐にわたっており、個別事情も加味した上で、立入検査後の追跡調査又は指示書交付の検討を行っているところですが、指示書交付基準に設定している期限について、合理的な期間設定となるよう検討・見直しを図ります。（令和4年9月30日まで） 「指示書交付に係る事務手続き省力化及び積極的活用」については、前述のとおり各防火対象物の個別事情を総合的に加味した上で、指示書交付の決定を行ってきましたが、再度、火災予防上のリスクを精査しつつ、事務手続きの省力化の検討を図ります。（令和4年9月30日まで）
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 3

時 期	令和 4 年 4 月 2 0 日 報告																							
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																							
担当課	消防本部 予防課																							
項 目	住宅用火災警報器について																							
監査結果 (意見等) の内容	住宅用火災警報器（以下「火災警報器」という。）については、宝塚市火災予防条例において、平成 2 3 年 6 月 1 日から全ての住宅に設置することが義務付けられています。																							
	令和 3 年度に実施した火災警報器の設置率等に関する調査結果は、次表のとおりです。																							
	(単位：％)																							
	<table><tr><td></td><td>年度</td><td>宝塚市</td><td>兵庫県</td><td>全国</td></tr><tr><td rowspan="2">設置率</td><td>令和 3 年度</td><td>89. 3</td><td>87. 4</td><td>83. 1</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>98. 2</td><td>85. 5</td><td>82. 6</td></tr><tr><td rowspan="2">条例適合率</td><td>令和 3 年度</td><td>72. 6</td><td>66. 0</td><td>68. 0</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>78. 5</td><td>65. 7</td><td>68. 3</td></tr></table>		年度	宝塚市	兵庫県	全国	設置率	令和 3 年度	89. 3	87. 4	83. 1	令和 2 年度	98. 2	85. 5	82. 6	条例適合率	令和 3 年度	72. 6	66. 0	68. 0	令和 2 年度	78. 5	65. 7	68. 3
		年度	宝塚市	兵庫県	全国																			
	設置率	令和 3 年度	89. 3	87. 4	83. 1																			
		令和 2 年度	98. 2	85. 5	82. 6																			
	条例適合率	令和 3 年度	72. 6	66. 0	68. 0																			
		令和 2 年度	78. 5	65. 7	68. 3																			
	設置率：火災警報器の設置が必要な住宅の部分のうち、1 箇所以上設置されている世帯の割合																							
条例適合率：火災警報器の設置が必要な住宅の部分の全てに設置されている世帯の割合																								
※標本調査のため一定の誤差を含んでいます。																								
本市における設置率等は、全国平均と比較して高い水準にありますが、所管課が毎年実施している調査は、市立幼稚園の幼年消防クラブの保護者 250 世帯を対象としたものであるため、特定の世帯構成や年齢等に偏りが生じているのではないかと考えます。本市における火災警報器の設置率等の実態や課題をより正確に把握するためには、調査対象を無作為に抽出する等、偏りが生じないようにすることが必要であると考えます。																								
また、火災警報器が設置義務化されてから 10 年が経過しており、火災警報器は設置から年数が経過すると電池切れや電子部品の劣化等により火災を感じなくなることがあるため、機器の点検交換等適切な維持管理が重要とされています。なお、火災警報器の交換目安は本体内部の機器の劣化や電池の寿命等を踏まえ、約 10 年とされています。																								
失火を原因とした住宅火災における火災警報器の設置効果について、総務省消防庁のホームページでは、「火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約 4 割減。」との分析結果が公表されています。火災警報器は、火災発生時に死亡リスクや損失の拡大リスクを大幅に減少させることに寄与するものです。また、適切な維持管理が行われていなければ、いざという時に正常に機能しないおそれがあります。																								
所管課においては、火災警報器の機能や設置義務、火災発生時における有効性ととともに、日常の維持管理が生命及び財産を守ることに寄与するものであると市民が理解し、行動につながるよう、効果的な広報に取り組んでください。																								

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 住宅用火災警報器の設置率等に関する調査方法について、消防の各イベントの参加者や消防が実施する講習会の参加者、自主防災訓練等の参加者に対してアンケートを実施するなど様々な機会を捉え調査を行い、世帯構成や年齢等に偏りが生じないよう見直しを図りました。 住宅用火災警報器の設置及び維持管理にかかる広報については、各種インターネット媒体を活用した広報や各種イベント等でのチラシ配布などの効果的な広報を引き続き実施していくとともに、秋季・春季火災予防運動期間、住宅防火・防災キャンペーン期間など効果的な時期を捉えて、大型家電量販店やホームセンターに対して働きかけを継続します。
----------------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 4

時 期	令和 4 年 4 月 2 0 日 報告																														
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																														
担当課	消防本部 警防課																														
項 目	常備消防車両に係る事故について																														
監 査 結 果 (意見等) の内容	消防機械器具（消防車両及び消防資機材）は、宝塚市消防機械器具管理規程に基づき管理・運用されています。平成 3 0 年度から令和 3 年 1 2 月末までの常備消防車両に係る事故の発生件数は 18 件となっており、その加害・被害・自損別の内訳は次表のとおりです。																														
	(常備消防車両事故発生状況) (単位：件)																														
	<table><tr><td></td><td>加害</td><td>被害</td><td>自損</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成 3 0 年度</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>平成 3 1 年度</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>4</td><td>0</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>合計</td><td>6</td><td>1</td><td>1 1</td><td>1 8</td></tr></table>		加害	被害	自損	合計	平成 3 0 年度	2	0	3	5	平成 3 1 年度	0	0	1	1	令和 2 年度	4	0	3	7	令和 3 年度	0	1	4	5	合計	6	1	1 1	1 8
		加害	被害	自損	合計																										
	平成 3 0 年度	2	0	3	5																										
	平成 3 1 年度	0	0	1	1																										
	令和 2 年度	4	0	3	7																										
	令和 3 年度	0	1	4	5																										
	合計	6	1	1 1	1 8																										
	※令和 3 年度は令和 3 年 1 2 月末現在																														
事故の発生原因及び再発防止策について所管課に確認したところ、「18 件のうち 6 件が誘導員や安全管理員の配置不備や誘導時の障害物の見落とし等、いずれも消防車両を扱う上での基本的な安全対策の不備によるものでした。また、事故が発生した場合はドライブレコーダの記録内容を解析し、その結果を基に各所属長あてに事故防止対策と安全教育の徹底について、適宜通知を行っており、各所属では教養訓練で当該事故の分析・検証・ヒヤリハット、類似事故をモデルにした学習などを行い再発防止に努めている。」旨の説明を受けました。所管課においても事故防止の取組を実施していることは一定理解できますが、消防車両に係る事故は市民からの信頼を損ねることにもつながりますので、常に市民の財産である消防車両を運行しているという意識をもって、引き続き安全対策に万全を期してください。																															

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和 4 年 7 月 2 2 日 措置通知</u> 消防本部安全・衛生管理業務計画の中で、「安全管理の徹底」を重点項目として掲げ、消防車両の安全点検や危険予知訓練を通じて、事故防止を徹底していきます。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

監査結果（意見等）事項整理票		整理番号	年度	番号
			0 3	6 5
時 期	令和 4 年 4 月 2 0 日 報告			
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他			
担当課	消防本部 警防課			
項 目	設置後 50 年以上を経過している防火水槽について			
監 査 結 果 （意見等） の内容	防火水槽については、宝塚市消防水利施設整備計画（以下「水利施設整備計画」という。）に基づき消防水利の管理・整備が図られています。この中で既存防火水槽については、「補修工事等を行い、災害時に有効に活用できるよう維持管理に努める。特に設置後50年以上を経過している防火水槽については、道路敷設置が多数を占めており、水槽の劣化、損傷状況によっては、消防水利としての機能を果たさず、加えて、道路機能を阻害し、第三者に被害を及ぼす可能性を含んでいる。」との現状認識が示されています。現在、設置後50年以上を経過している防火水槽は74基あり、このうち49基が道路敷に設置されています。道路敷に設置されている49基のうち設置年度の最も古い9基については平成28年度に構造物のサンプルの解析を伴わない調査（以下「2次調査」という。）を270万円で実施しており、その結果、1基がA判定（構造的に不安定な状態にあり、機能低下も生じている状態）、8基がB判定（現状、機能低下は生じていないが軽度の変状が見られる状態）となっています。この調査以降、令和3年度まで調査は実施されておらず、令和3年度に残りの40基のうち最も設置年度の古い1基について構造物のサンプルの解析を含む調査（以下「3次調査」という。）を418万円で実施しています。 所管課に3次調査を行った理由について確認したところ、「2次調査ではどのような補修が必要なのか判断することができないことから、今後の対応方針を決めるには3次調査が必要と判断した。」旨の説明を受けました。1基当たり418万円を要する現状の調査方法では残りの39基全てについて順次調査を実施し、個別に対策するには膨大な費用と時間を要することになり、さらには、この間に道路陥没等により第三者に危害が及ぶことも考えられます。このことについて所管課に確認したところ、「これまで設置年度の古い物から順次調査を実施し、その結果を基に補修・撤去等の対応方針を個別に判断していく計画であったが1基当たりの調査費用の高騰もあり、より現実的な対応策を検討すべきだと考えている。具体的には水利施設整備計画における防火水槽設置対象区画1区画（1辺約250mの正方形区画）の中に調査対象の防火水槽以外に有効に機能する消防水利がある区画については調査を行わず撤去対象とすることとし、残りの調査対象の防火水槽については、適切な調査等を行っていく。」旨の説明を受けました。令和4年度から公共施設マネジメントの社会インフラ対象施設として位置づけ、計画的な維持管理が進められる予定ですが、リスク管理の観点から、調査対象となっている全ての防火水槽について対策の要否を早急に整理するよう努めてください。			

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 宝塚市消防水利施設整備計画の見直しを行い、対象となる防火水槽に関して撤去の可否を定め、改修等の優先度を設定しました。 現在、計画の内容について市の関係部局と合意形成を行っていますので、整次第、適切に事業を推進します。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 6

時 期	令和4年 4月20日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	消防本部 救急救助課
項 目	救急業務について

本市における救急出動件数は、近年では高齢化の進展とともに増加傾向となっており、平成29年、平成30年は11,000件台で推移していたものの令和元年は12,000件を超えました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により外出控えが進んだこと等から件数は減少傾向となり、令和2年、令和3年は11,000件を下回っています。救急出動件数については、次表のとおりです。

(単位：件)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
救急出動件数	11,390	11,641	12,122	10,772	10,960

※救急業務に係る統計値は暦年表記

一方で、1件当たりの平均搬送時間（搬送時間は通報を受けてから病院に収容するまでの時間）について、令和2年までは35分程度で推移していましたが、令和3年は39分25秒と前年比で約4分増えています。このことについて所管課に確認したところ、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う病院問い合わせ回数の増加が主な要因として考えられるが、他にも新型コロナウイルス感染症の傷病者を搬送する際の感染防御に要する時間や移送時における遠方の医療機関への搬送の影響が考えられる。」旨の説明を受けました。また、これに伴い搬送困難事例（搬送先医療機関への問合せ4回以上、現場滞在時間30分以上）に該当する人数及び割合がいずれも令和3年に大きく増加するとともに、搬送時に救急救命士及び救急隊が行う気管挿管等の特定行為や応急処置件数も大きく増加しています。1件当たりの平均搬送時間及び搬送困難事例の人数、割合については、次表のとおりです。

1件当たりの平均搬送時間

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1件当たりの平均搬送時間	35分10秒	35分42秒	34分45秒	35分39秒	39分25秒
前年との比較		32秒増	57秒減	54秒増	3分46秒増

搬送困難事例の人数、割合

	搬送者数	問合せ4回以上		現場滞在30分以上	
		搬送者数	割合	搬送者数	割合
平成29年	10,327人	180人	1.7%	980人	9.5%
平成30年	10,484人	220人	2.1%	1,057人	10.1%
令和元年	11,054人	171人	1.5%	988人	8.9%
令和2年	9,831人	217人	2.2%	933人	9.5%
令和3年	9,910人	384人	3.9%	1,296人	13.1%

このように、コロナ禍において救急業務に係る負担が増大している中であっても、市民の生命を守るため、日々懸命に救急業務に取り組んでいることや、指導救命士を中心に救急救命士を含む救急隊員の生涯教育研修等を行い、救急隊員の育成及び救急活動の質の向上に努めていることはとても高く評価します。今後とも引き続き市民生活の安全・安心のため、救急業務に励んでください。

監査結果
(意見等)
の内容

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 今後も新型コロナウイルス感染症の影響に加え、高齢化の進展や、環境及び生活様式の変化等を背景として救急需要の増加傾向がうかがえます。このような救急需要に対応するため、継続して救急救命士及び認定救急救命士を養成し、複数救急救命士乗車体制の確立を図り、指導救命士を中心に市民生活の安全・安心のため救急活動の質の向上に努めます。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	03	67

時 期	令和4年 4月20日 報告				
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他				
担当課	消防本部 救急救助課				
項 目	24hまちかどAEDステーションに係る賃貸借契約について				
監 査 結 果 （意見等） の内容	本市では、応急救護体制の充実強化を図るため、市内の24時間営業のコンビニエンスストア全店54店舗にAEDを設置しています。24hまちかどAEDステーションに係る賃貸借契約の内容については、次表のとおりです。				
		契約先	賃貸借期間	契約金額（円）	1台あたり 台数(台) 金額（円）
	契約1	総合警備保障株式会社 阪神支社	R1.8.1～R6.7.31	1,808,817	11 164,438
	契約2	総合警備保障株式会社 阪神支社	R2.2.1～R7.1.31	896,016	8 112,002
	契約3	総合警備保障株式会社 阪神支社	R2.8.1～R7.7.31	1,155,000	10 115,500
	契約4	株式会社エム・イー・サイエンス	R3.8.1～R8.7.31	1,478,400	10 147,840
	契約5	総合警備保障株式会社 阪神支社	H29.8.1～R4.7.31	1,289,956	10 128,996
	契約6	株式会社エム・イー・サイエンス	H30.8.1～R5.7.31	571,764	5 114,353
これまで設置した時期によってAED54台を6つの契約に分割していますが、契約によって1台当たりの単価に差異があり、最も高い「契約1」と最も安い「契約2」では1台当たりの金額で52,436円の差となっています。このことから、より経済的な契約締結に向けた契約方法の検討状況について所管課に確認したところ、「現行6件の契約は全て契約時期が異なり、契約を集約して減らすには以降の契約更新時に再リースにより現行契約の契約期間を延長し契約始期を合わすことになり、集約するまでに長期間を要することになる。契約更新における店舗へのAED設置・撤去の際には、救急救助課担当者が立ち会うため、集約時の事務負担が一時的に増加する。」旨の説明を受けました。しかしながら、AEDの耐用年数はおおむね7、8年であることから、現在は5年の契約期間としているものを耐用年数の範囲内で延長するとともに、これによって分割している契約を少しでも集約する等の工夫により、全体の契約金額を低減できるのではないかと考えます。所管課においては、契約方法を見直すことで現状の契約方法と比較して経済的かつ効率的となるのかどうかを十分に見極めながら、適正な契約となるよう検討してください。					

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 現在6つに分割している契約を適正な条件となるよう、契約業者2者から契約延長プランの見積もりを徴取しました。今後、契約更新時には、見積書を参考に契約内容の物流状況や価格変動を注視しながら、より適正な契約となるよう継続して仕様内容の見直しを進めます。
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 8

時 期	令和 4 年 4 月 2 0 日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	消防本部 情報管制課
項 目	消防救急デジタル無線について
監 査 結 果 （意見等） の内容	消防救急デジタル無線システム（以下「無線システム」という。）は、本市では平成 2 5 年度から整備を行い、消防活動上必要不可欠なものとして運用を行っています。また、宝塚市、川西市及び猪名川町（以下「2 市 1 町」という。）で各市域のデジタル無線通信網を確立していますが、2 市 1 町が共同で構築した高機能消防指令システム（以下「指令システム」という。）と接続するため、共同で使用する「共用機器」とこれら以外の「単独部」の無線システムを整備しています。 令和 3 年度から稼働する新たな指令システムに共通インターフェースを設置するため、無線システムにも同様に共通インターフェースを構築する必要が生じたことから、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）と「消防救急デジタル無線システム共通インターフェース構築委託」を特名随意契約しています。特名随意契約の理由としては、本市のデジタル無線機器を製造開発した NEC は、構造及び機能について熟知しており、作業を安全かつ確実に行えるためとなっています。同様に、無線システムネットワーク機器更新等についても特名随意契約となっており、製造開発を行った事業者がその後の関連業務について独占する構造となっていると考えられます。 また、これら無線システムに係る一連の契約関連書類を確認したところ、設計額から契約額に至るまでほぼ同額となっており、このことについて所管課に確認したところ、「複雑なシステムであり、また、他の自治体におけるシステム更新の実績も乏しいことから独自で設計額を積算することは非常に困難であるため NEC から参考見積を徴取した。」旨の説明を受けました。無線システムについては、専門性が高いシステムであることから、事業者から参考見積を徴取することはやむを得ないと考えますが、今後、無線システム機器の老朽化に伴い、更新費用が非常に高額となることも想定されますので、更新の際には、可能な限り競争入札等を実施するなど、契約手続きの公平性・競争性・透明性を担保するとともにコストの低減を図りつつ、品質の向上が図れるよう引き続き努めてください。

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 今後予定される無線システムの一括更新においては、契約手続きの公平性・競争性・透明性を担保するため、競争入札や公募型プロポーザルでの実施とします。 一括更新するまでの間は、システム導入業者による機器別更新や部分改修等を特名随意契約で実施することになります。 その際は、発注事業の必要性や事業内容を事前に検討したうえで設計額の目安となる参考見積を徴取し、参考見積徴取段階での事業費の妥当性について十分に精査するとともに、費用抑制を意識しコストの軽減を図り、適切な契約事務を実施します。
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	0 3	6 9

時 期	令和4年 4月20日 報告
種 類	1 定監 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	子ども未来部 保育事業課・青少年課・子ども家庭支援センター共通（社会福祉法人 愛和会、社会福祉法人 千寿福祉会、社会福祉法人 ウエル清光会、特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク 関係）
項 目	新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等について
監 査 結 果 （意見等） の内容	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業制度に係る補助金（以下「緊急包括支援事業補助金」という。）の交付を受け、本市においても感染拡大防止対策に係る費用を補助し、継続的に事業を実施できる環境を整備することを目的として、私立保育所に対しては「新型コロナウイルス感染拡大防止対策（緊急包括支援事業）補助金」、民間放課後児童クラブに対しては「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用補助金」、私立児童館に対しては「新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金」を交付しています。また、私立保育所については、別途、国の保育対策総合支援事業にかかる補助金を受け、緊急包括支援事業補助金と同様の目的で「私立保育所運営費助成金（新型コロナウイルス関連）」を交付しています。 所管課が事業者に対して補助金等を交付するにあたっての補助対象経費の考え方については、国がまとめたFAQ（頻繁に尋ねられる質問）にある「備品等の購入等の範囲については、施設等が新型コロナウイルスの感染拡大防止のために要した費用で、各自治体において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるもの」を根拠とし、各事業者において感染拡大防止のために購入した備品等を補助対象としています。 また、補助金等交付に際して事業者から提出を求める根拠書類等の考え方については、同FAQの「かかり増し経費（例えば、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合など通常より多くかかる経費）を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか」との質問に対する回答にある「業務負担軽減の観点からできる限り簡素化」との文言を本市においては備品等の購入に係る事務についても拡大し、準用しています。具体的には、所管課から事業者に対する、補助金等の実績報告を求める通知において、「物品購入時の納品書、領収書等の提出は求めません。」とあらかじめ領収書等の提出を求めない取扱としていました。この取扱では、領収書等の証拠書類を確認することなく補助金等を交付していたということになります。 また、私立保育所運営費助成金については、所管課が毎年度対象となる事業者を抽出し実地調査を実施していますが、上記の新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等の実績報告に係る確認は行っていませんでした。 これらについて私立保育所の所管課に確認したところ、「領収書等の数字と齟齬がないように実績報告書を作成すること、国の検査等で領収書等の提出を求められた際に説明ができないものは返納になること、証拠書類は必ず保管しておくことを園長会や通知文等で重ねて周知徹底している。また、実地調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り短い時間で要点を絞った監査を行う必要があり、通常の私立保育所運営費助成金を対象とした調査にとどめた。」旨の説明を受け、また、民間放課後児童クラブ及び私立児童館それぞれの所管課からは、「業務負担軽減の観点から、報告書類については簡素化しており、実績報告時に提出のあった、対象経費の一覧表のみで確認を行い、領収書の提出は求めている。」旨の説明を受けました。 しかし、民間放課後児童クラブのウエルっこクラブでは、実際は購入していない

	アクリルパーテーション6枚を購入したものと、補助金が交付されていたことが判明しました。このことについて所管課に確認したところ、「年間運営費の実績報告時に全体の経費から該当経費が差し引きされているかどうかの金額部分のみの確認しか行っておらず、現品と領収書等との照らし合わせができていなかったことが原因である。」旨の説明を受けました。結果的にアクリルパーテーションの代わりに補助対象となる他の備品等があったことで、補助金の返還義務が生じることはありませんでしたが、本来であれば不適切な補助金支出として事業者から市へ補助金の返還を求めるだけでなく、市から国へ補助金を返還する義務が生じることでした。 このように、補助金交付事務として不適切な事案が生じていたことから、市として補助金等を交付する以上、少なくとも証拠書類の確認を行わない運用は適正ではなかったと考えます。今後は、事業者から領収書等の証拠書類の提出を求めて所管課で確認を行うとともに、実地調査を実施する場合には、コロナ禍で調査の簡素化を余儀なくされた場合においても、調査方法を工夫することで調査本来の目的を達成できるよう努めてください。
--	---

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和4年7月22日 措置通知</u> 今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る補助金等の交付に際して、実績報告時に適切に領収書の写し等の提出を求め、対象となる物品購入のための支出が実際にあったのかを確認するようにします。 なお、実地調査においては、金銭出納簿や領収書の原本を確認するとともに、対象となる物品についても確認を行うようにします。 また、適正な補助金の執行を審査する基準となる「補助金審査チェックリスト」を作成し、担当課だけでなく部内で情報の共有を図ることとします。
---------------------	---